

認定要件チェック表 (第5表)

<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等</p> <p>ロ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程</p> <p>ハ 助成金の支給を行った場合及び海外送金等(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合に国税庁長官に提出した書類の写し</p> <p>ニ 収入の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類</p> <p>ホ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p>	<p>チェック欄</p>
---	--------------

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支内訳書) ② 役員名簿等(役員名簿、前年において報酬を受けた役員の全員の氏名を記載した書類、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書類) ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記簿謄本の写し)		
ロ	① 役員報酬の支給に関する規程 ② 従業員給与の支給に関する規程		
ハ	① 助成金の支給を行った場合に事後に国税庁長官に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に国税庁長官に提出した書類の写し		
ニ	次の事項を記載した書類 ① 収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収入及び支出の生ずる取引についてそれぞれ取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、従業員、社員若しくは寄附者又はこれらの親族等との取引 ④ 寄附者(役員又は役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た従業員の総数及び当該従業員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ホ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

⑨ 閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、当該細則(社内規則)等を添付してください(なお、認定有効期間内に2回目以降の申請を行う場合には、添付の必要はありません。)

「認定要件チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください(なお、認定有効期間内に2回目以降の申請を行う場合には、添付の必要はありません。)